

第12回 那珂川市農業委員会会議録

令和5年3月1日、那珂川市農業委員会会長結城五子は、令和4年度第12回農業委員会総会を那珂川市都市整備部外会議室に招集した。

【議案】

第52号 農地法第4条の規定による許可申請について(1件)

第53号 農地法第5条の規定による許可申請について(1件)

第54号 農用地利用集積計画の利用権設定について(59件)

【報告】

第31号 専決処分について

農地法第3条の3の規定による届出書について(2件)

<出席委員>

農業委員

会長 結城 五子 1番 佐伯 隆嘉 2番 高橋 堅

3番 山崎 美代子 4番 白水 正彦 5番 内野 学

6番 上野 信之 7番 佐伯 久典

農地利用最適化推進委員

1番 久我 一徳 2番 添田 英一 3番 八尋 博基

4番 真鍋 利明 5番 重松 栄作

<欠席委員 >

なし

<事務局>

事務局長 真鍋 勝大

係長 藤野 尊

書記 手嶋 雄美子

開会（午前9時30分）

議 長	<p>ただいまから、令和4年度第12回農業委員会総会を開会します。</p> <p>議案審議に入ります前に、議事録署名人の指名を行いません。1番、佐伯隆嘉委員と、2番、高橋堅委員を指名します。</p> <p>では、議案に入ります。議案第52号番号1農地法第4条の規定による許可申請についてを事務局から説明をお願いします。</p>
-----	---

事 務 局	<p>議案第52号番号1農地法第4条の規定による許可申請について説明します。議案書の2ページをお願いします。</p> <p>申請者の住所、許可を受けようとする土地の所在、地番、地目、面積等は申請書記載のとおりです。転用目的が倉庫及び駐車場。理由の詳細は、既存の倉庫が手狭となったためとなっています。議案書3ページに登記事項証明書、4ページに字図、5ページに位置図。6ページ、7ページに資金計画書と残高証明書を付けています。</p> <p>こちらについては、8月の農地パトロールの時に砂利が敷かれている状況を確認しています。そのため、事務局より申請人に指導を行いました。すでに農地の一部を駐車場として利用している状況でしたので、始末書添付のうえ、追認の許可申請になります。今回の転用目的は倉庫及び駐車場ですが、許可後は、倉庫を置くのみになります。利用期間は許可日から永年となっています。8ページは事業計画書、9ページは被害防除計画書です。(1)排水計画の雨水排水については、自然流下。汚水処理、生活雑排水については、なしとなっています。用地造成に伴う被害防除措置については、その他で、内容は碎石を敷くとなっています。</p> <p>続きまして、農地区分について説明します。資料編の1ページをご覧ください。申請地の農地区分は、第3種農地の基準には該当しません。農地の広がり約0.3ヘクタールとなっており、第1種農地にも該当しません。第1種農地、第3種農地のどちらにも該当しないため、申請農地は第2種農地と判断できます。議案書10ページをお願いします。第2種農地ですので、候補地比較表を添付しています。候補地のうち不採用の土地については、立地条件などを理由に不採用と判断し、申請地を採用としています。</p> <p>議案書11ページに水利関係承諾書を添付しています。こちら水利関係承諾書ですが、農事推進員の方の署名がありません。水利関係のことは水利委員に一任されているとのことで、行政区長に確認をとりましたところ、水利委員と確認し、地域として承諾できたという確認が取れましたので、こちらで問題ないかと思えます。12ページに農地転用事前協議の回答について、13ページが文化財確認願いについて</p>
-------	---

	の回答。15ページが計画図面です。説明は以上です。
議 長	<p>担当は私になりますので、私から意見を言います。2月13日、申請者と現地を確認しました。事務局の説明の通り、8月の農地パトロールの時には、周りは草が伸びていてあまり整理はされておらず、砂利を敷いて駐車場のようになっていました。こういう状態なので指導が必要ではないかということで申し合わせました。</p> <p>2月13日の現地確認時には周りはきれいに整理され、今回の申請は農地の半分程度で、砂利は敷いていたので始末書を添付してもらっています。</p> <p>何か意見のある方はいませんか。○番委員どうぞ。</p>
農 業 委 員	<p>前回、私が担当した申請にも始末書が付いていましたが、専決処分だったのは何か違いがあるのでしょうか。</p>
事 務 局	<p>市街化区域内の農地について、許可不要の届出であれば、専決処分で受理となります。今回は許可申請になりますので、議案として審議が必要になります。</p>
農 業 委 員	<p>分かりました。</p>
議 長	<p>他に質疑がある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>質疑が無いようですので、採決を行います。</p> <p>許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成により、議案第52号番号1は許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第53号番号1農地法第5条の規定による許可申請についてを事務局から説明願います。</p>
事 務 局	<p>議案第53号番号1農地法第5条の規定による許可申請について説明します。議案書の17ページ、資料編は2ページです。</p> <p>1 当事者の住所及び職業、2 許可を受けようとする土地の所在、地番、地目、面積等は申請書記載のとおりです。</p> <p>3 転用計画は、(1)転用の目的が資材置場。理由の詳細は、事業拡張につき現在地が手狭となったため資材置場を増設するとなっています。</p> <p>(2)利用期間は許可日から20年で、賃貸借の設定です。議案書18ページに登記事項証明書、19ページが字図、20ページが</p>

		<p>位置図です。21ページが資金計画書で、22ページに通帳の写しを添付しています。23ページは事業計画書です。24ページ、25ページに法人の登記事項証明書。26ページは被害防除計画書です。(1)排水計画の雨水排水については、水路放流、自然流下。汚水処理、生活雑排水については、なしとなっています。用地造成に伴う被害防除措置については、その他で、内容は、砂利敷きにして土砂の流出を防ぐとしています。</p> <p>続きまして、農地区分について説明します。資料編2ページをご覧ください。申請地の農地区分は、まず、第3種農地の基準には該当しません。農地の広がり約0.2ヘクタールで、第1種農地にも該当しません。第1種農地、第3種農地のどちらにも該当しないため、申請農地は第2種農地と判断できます。</p> <p>議案書の27ページをお願いします。第2種農地ですので、候補地比較表を添付しています。候補地のうち不採用の土地については、施設規模や立地条件などを理由に不採用と判断し、申請地を採用としています。議案書の29ページが、水利関係承諾書、30ページに農地転用事前協議の回答について、31ページに文化財確認願いについての回答、32ページから34ページまでが各種図面ですので確認をお願いします。以上です。</p>
議	長	では、担当委員の意見をお願いします。
農	業	委員
		2月9日に現地の調査をしました。現地はかなり高低差があり、隣の土地との段差がありました。申請地の上側、西になります。段差がけっこうありましたが、その上は同じ地権者の資材置場となっています。そういう場所で特に問題はないと思います。以上です。
議	長	質疑がある方は挙手をお願いします。
		(質疑なし)
議	長	質疑が無いようですので、採決を行います。 許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。
		(全員挙手)
議	長	全員賛成により、議案第53号番号1は許可することに決定しました。

	次に、議案第54号農用地利用集積計画の利用権設定について事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>議案第54号農用地利用集積計画の利用権設定について説明します。別冊と書かれた資料をご覧ください。</p> <p>議案書を送付した際に、事前に目を通していただくようお願いをしておりましたが、今回は利用権の再設定が番号1から番号50まで50件と、新規が番号51から59まで9件あります。それぞれの説明は省略させていただきますので、申出書の記載内容を各自で確認いただければと思います。以上です。</p>
議長	この件については、推進委員の〇〇委員と、〇〇委員が、当事者に含まれますので、審議の間、ご退室をお願いします。
	(退室後)
議長	<p>質疑がある方は挙手をお願いします。</p> <p>再設定50件ということで多いのですが、年度替わりに見直すということですか。</p>
事務局	基本的には期間が満了したら更新という形になりますけれども、大体の方が3月の末に期間終了となっているため、今回件数が多くなっています。
議長	他に質疑のある方はいませんか。どうぞ。
農業委員	利用期間の最長はどうなっていますか。
事務局	10年が最長になっています。
議長	他に質疑はありませんか。
	(質疑なし)
議長	<p>質疑が無いようですので、採決を行います。</p> <p>設定することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
	(全員挙手)
議長	全員賛成により、議案第54号は承認されました。〇〇委員と〇〇委員は入室をお願いします。
	(入室後)
議長	次に、報告事項です。
事務局	報告については、事務局長の専決事項として処理が終わっている内容です。事務局より報告をお願いします。
事務局	報告第31号番号1専決処分について。農地法第3条の3の規

		<p>定による届出書について報告します。相続による農地の所有権取得の届出になります。議案書36ページ 37ページに届出書、38ページから45ページまで登記事項証明書を添付しています。</p> <p>続いて、報告第31号番号2専決処分について。農地法第3条の3の規定による届出書について報告します。</p> <p>こちら、相続による農地の所有権取得の届出になります。議案書47ページ 48ページに届出書、49ページから52ページまで登記完了証を添付しています。報告は以上です。</p>
議	長	何か質問等はありませんか。
		(質疑なし)
議	長	<p>これで本日の総会を閉会いたします。</p> <p>次回は4月11日(火)9時30分からです。お疲れ様でした。</p>
		10時00分 閉会